

# 横浜翠嵐 OBOG 吹奏楽団 規約

## 第 1 章 総則

---

### 第 1 条 (名称)

本楽団は、横浜翠嵐 OBOG 吹奏楽団と称する。

### 第 2 条 (所在)

本楽団は、下記の通りに本部を設置する。

本部：神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢南町 18-24

### 第 3 条 (楽団設立の目的)

本楽団は、吹奏楽を通じて音楽に親しみ、団員相互の親睦・成長を図り、演奏会を企画・実行する文化活動を以て社会参加を図るとともに、神奈川県立横浜翠嵐高等学校吹奏楽部との交流と、その支援を図ることを目的とする。

### 第 4 条 (基本理念)

1. 本楽団は、神奈川県立横浜翠嵐高等学校吹奏楽部の OBOG 吹奏楽団として存在する。
2. 本楽団は、幾世代にもわたり存続することを目指す。
3. 本楽団は、演奏会の企画・実行、及び組織の運営に於いて、伝統に縛られることなく常に創造的・挑戦的・革新的であり続ける。

### 第 5 条 (活動内容)

#### 第 1 項 (演奏会)

本楽団は、原則として毎年定期演奏会を行う。

#### 第 2 項 (練習)

本楽団は、定期的な合奏練習を行う。

## 第 2 章 組織

---

### 第 6 条 (構成員)

本楽団は、本規約第 12 条を満たす団員によって構成される。

### 第 7 条 (組織幹部)

#### 第 1 項 (役職・定数)

団 長	1 名
副 団 長	1～3 名
会 計	1～2 名
会計監査	1 名

## 第2項（任務）

団 長 本楽団を代表し、団の活動の総括を行う。

副 団 長 団長を補佐し、団長不在の際は団長を代行する。

会 計 本楽団の会計事務を行う。

会計監査 本楽団の会計を監査する。

## 第3項（選出方法）

本規約第7条第1項に定める役職は、総会に於いて選出される。

## 第4項（任期）

本規約第7条第1項に定める役職の任期は、原則として総会終了時から次期定期総会開始時までとする。但し、再任は妨げない。なお、任期が満了した場合でも、後任者が決定するまでは引き続き役職を担うものとする。

## 第5項（解任）

本規約第7条第1項に定める役職は、任期満了を待たずに、臨時総会に於いて解任できるものとする。その場合は、その総会に於いて、解任された役職の後任者を選出する。なお、後任者の任期は、本規約第7条第4項に従う。

## 第3章 会議

---

### 第8条（総会）

総会は、本楽団の最高議決機関であり、団員はこれに参加する義務を有する。

### 第9条（定期総会）

定期総会は、原則として年に一度開催される。

#### 第1項（成立要件）

定期総会は、開催日の2週間前における登録団員（休団者は除く）の3分の2以上の出席又は委任を以て成立するものとする。団長に委任を表明した者は委任扱いとする。

#### 第2項（告示）

定期総会にあたっては、開催日の1ヶ月前までに告示するものとする。

#### 第3項（議長）

定期総会における議事進行を担当する議長は、その都度選出するものとする。

#### 第4項（議決方法）

定期総会での採決は、原則として多数決によるものとし、出席者の過半数の承認で議決とする。

#### 第 5 項（議題）

定期総会における議題は以下とする。

1. 組織幹部の選出
2. 会計報告
3. 規約改正
4. その他必要事項

#### 第 10 条（臨時総会）

臨時総会は、団長が必要と認めた場合、もしくは開催日の 2 週間前における登録団員（休団者は除く）の 3 分の 1 以上の要求があった場合に開催される。臨時総会の成立要件、議長、及び議決方法については、定期総会と同様のものとする。

#### 第 11 条（その他の会議）

総会以外に不定期に会議を行うことがある。この場合、本章に記載の限りではない。

### 第 4 章 団員

---

#### 第 12 条（団員資格）

以下を全て満たす者は団員資格を有する。

1. 神奈川県立横浜翠嵐高等学校を卒業した者。
2. 本規約第 3 条、及び第 4 条に賛同する者。

#### 第 13 条（団員の義務）

団員は以下の義務を有する。

1. 決められた練習日に参加する。
2. 総会に参加する。総会に出席できない場合は、団長に委任の意思を表明する。
3. 決められた団費を納入する。
4. 円滑な運営を図るため、相互に協力しあう。

#### 第 14 条（入団）

団長に入団の意思を表明し所定の方法で申し出、団長にこれを許可された者は団員となる。

#### 第 15 条（休団）

休団は、その意思を有する者が団長に休団の意志を表明し所定の方法で申し出、団長がこれを受理した時点で成立する。なお、休団中の団費は免除とする。

#### 第 16 条（復団）

復団は、休団者が団長に復団の意思を表明し、団長がこれを許可した時点で成立する。

## 第 17 条 (退団)

団長に退団の意思を表明し所定の方法で申し出、団長がこれを受理した者、もしくは以下のいずれかに該当すると団長に認められた者は退団とする。

1. 特定の理由なく、長期間にわたり無断で欠席した者。
2. 特定の理由なく、休団期間が長期間にわたり、且つ、復団の意思のない者。
3. 特定の理由なく、長期間にわたり団費を滞納した者。
4. 本楽団及び団員の名誉を著しく傷つける行為・言動がある者。
5. 本楽団の親睦という点に於いて、その妨げとなる行為・言動がある者。

## 第 18 条 (再入団)

本楽団は再入団を妨げない。再入団の手続きは本規約第 14 条と同様のものとする。

## 第 5 章 会計

---

### 第 19 条 (団費)

本楽団の団員は、入団した翌月から、団費として、月あたり一般 2,000 円、学生 1,500 円を会計に納入する義務を有する。但し、休団者についてはこの限りではない。

### 第 20 条 (臨時徴収費)

通常の団費だけでは必要経費が賸りきれない場合、会計の申し出を団長が承認することにより臨時に費用を徴収することができる。

### 第 21 条 (一般会計)

本楽団の活動に伴う諸費用は、団費、臨時徴収費、及びその他の収入を以て支出される。これを一般会計と称する。

### 第 22 条 (会計年度)

一般会計の会計年度は、毎年 12 月 1 日から、翌年 11 月末日までの 1 年間とする。

### 第 23 条 (徴収方法)

団費、及び臨時徴収費の徴収方法は、別途定めるところに従う。

### 第 24 条 (会計報告)

会計報告は、会計監査の承認を経て、原則として会計年度終了後最初の定期総会に於いて行うものとする。

### 第 25 条 (削除)

## 第 6 章 改正

---

### 第 26 条 (規約の改正)

本規約を改正する場合は、総会に於いて審議し、その出席者の過半数の同意を以て成立する。また、規約を改正した場合には、1ヶ月以内にこれを発行し、施行する。

以上

## 付則

---

平成 19 年 10 月 1 日	施行
平成 20 年 12 月 14 日	改正
平成 21 年 12 月 6 日	改正
平成 22 年 1 月 17 日	改正
平成 23 年 12 月 18 日	改正
平成 25 年 2 月 17 日	改正
平成 30 年 12 月 23 日	改正
令和元年 12 月 22 日	改正